「事実」について

西川竹彦

Takehiko NISHIKAWA : On 'Fact'

(1957年9月20日受理)

真理の尊厳について語らんとする人は「事実」についてこそ
語るべきであろう。——B. ラッセル

(1)

ここで，これから述べて見たいと思うことは，命題に対する「事実」というものの諸形式についてである。特に「否定的事実」(negative fact) といわれているものや，「分子命題」(molecular proposition)，「確信」(belief) などがあらわしている「事実」というものの実態をさぐるのが本論の目的である。

(2)

一般的に，我々が「事実」という場合，我々は直ちに何か固定した動かない客観的なものを想像するであろう。実際「事実」というものは動かしがたいものである。もし我々が故意に「事実」を曲げようとするとき，このような人間的意図に対して，激しい抵抗を試みるものが「事実」である。「事実」は人間の力では左右できないものであればこそ「事実」といわれうるのであつて，もし人間の自由に従うものであれば，それは「事実」とはいわれないであろう。しばしば「事実」は非情であるともいわれている。しかし，「事実」が非情であるといわれるまでに，人間的意図や人間的作為に対して冷たいのも，「事実」が何か強固な客観的なものだからであろう。

「事実」はこのように動かしがたい客観的なものなのであるが，「事実」のこの非情な峻厳さは，我々が真理を語る場合には是非なくてはならぬものである。というのは我々が命題なり陳述なりの真・偽をきめようとする場合，我々は結局最後のたよるべき手段を，この動かしがたい客観的な「事実」というものに求めてゆくからである。「事実」に照合してその「事実」に，その命題なり陳述なりが対応している時，我々はその命題なり陳述なりを真であるといい，もし対応していない場合には，我々はその命題なり陳述なりを偽であるというのである。従つて「事実」は我々にとつて命題の真・偽をきめる最後の拠り所となるものであつて，「検証」(verification) ということにはどうしても欠きえないものであるということが出来るであろう。

このように「事実」とは客観的なものであり，命題の真・偽をきめるのになくてはならぬものであるが，これだけでは「事実」の説明には未だ十分とはいえぬであろう。

「事実」を語る場合，我々はしばしば命題について語らなければならないといわれる。何故ならば，命題こそ複雑な記号 (complex simbol) の裡に，「事実」を象徴しているものだからである。「藤の花は紫である」と我我がいう場合，それは事物の性質を述べたものとして，一つの「事実」をあらわしているし，また我々が「横浜は東京の南西にある」という場合には，それは事物と事物との関係を述べたものとして，一つの「事実」をあらわしている。「事実」とはこのように「命題の全体があらわしているもの」を指していうものであつて，「かくかくの事物はかくかくの性質をもつ」とか，或は「かくかくの事物とかくかくの事物との間には，かくかくの関係がある」とかいうような形式を以てあらわされているのは，すべてこれを「事実」と呼ぶのである。従つて単に「横浜」とか「藤」とかいうような「特殊な事物」は，これを「事実」とは我々はいわないのである。

「事実」はまた一様なものではないということも「事実」を知る上に大切なことであろう。「雨が降つている」という命題があるかと思うと，また「2の5倍は10であ

る」というような命題もある。これら二つの命題が共に命題である以上，これらの命題がそれぞれあらわしている「事実」というものが存在すると，考えることは当然すぎる程当然なことであるが，しかし一つが具体的な「特殊な事実」(particular fact) をあらわしているのに対し，他の一つは抽象的な「一般的な事実」(general fact) をあらわしている。同じく命題といわれるものでありながら，それらがそれぞれあらわしている「事実」は全くその形式を異にしているのである。我々の常識はともすれば後者のような，誰もが承認する「一般的事実」といわれているものを「事実」として考えることに何か抵抗を感ずるのであるが，それは恐らく我々が「事実」というものを勝手に固定した概念の枠の中に押し込めて考えているからに過ぎないであろう。これから述べようとする「否定的事実」というものや，複雑な命題形式である「分子命題」とか「確信」とかを，我々が取り扱つてゆく場合にも，我々は「事実」というものが実に多種多様であり，その形式の決して一様でないことをはつきりと認識しうると思うのである。

（3）

「否定命題」のあらわしている「事実」を，我々は「否定的事実」(negative fact) と呼んでいる。「雨が降つている」という命題のあらわしている「事実」を，「肯定的事実」(positive fact」と呼ぶならば，これに対して，「雨が降つていない」という命題のあらわしている「事実」を我々は「否定的事実」と呼ぶのである。

この「否定的事実」と呼ばれているものが，果して「事実」として存在しうるものかどうかという問題に対して，現在我々に与えられているその解答は実にまちまちである。ある学者はこれを存在するだろうと主張しているし，またある学者はかような「事実」の存在に対して多分に懐疑的であり否定的である。

かつて B. ラッセルがハーバード大学における彼の講義で，この「否定的事実」に触れ，その存在を肯定する態度をとつたところ，彼の講義を聴講していたクラスの全員が騒然とし，真面目に彼の言葉に耳をかそうとはしなかつたといわれている。我々の感情のどこかに，かような「事実」を「事実」として受け入れることを肯じないものがひそんでいるからであろう。

ハーバードでの，この時の受講者の一人であつたデモス(Demos) も亦，なぜ「否定的事実」が「事実」として存在しえないかについて，その所信を明らかにするために，1917年の4月「マインド」誌上に一文を寄せているが，この彼の論文によれば，「否定的事実」の存在しえない理由について，彼は先ず第一に，否定命題の意味するものが何であるかを，我々の認識主観は決して明瞭には規定していないことを挙げている。例えば「この樹は桜ではない」という否定命題の場合を考えて見ると，この否定命題はもし我々がこの樹を桜であると判断した場合に，我々が侵すであろう誤りを単に指摘しているにとどまつて，特にこの樹が「杉」であるのか，「松」であるのかそれとも何か他の樹であるのかを，聊かも明瞭に規定している訳ではないという。ただそこにあらわされているものは，我々が「桜」と判断した場合に侵すであろう誤りが表明されているに過ぎないことを指摘している。

従つて，もし我々がこの否定命題の意味する「この樹」が，何であるかをつきとめようと欲するならば，我我はこの否定命題が否定の形で漠然と限定している真なるものを，現実にあらためて見出さなければならないだろう。——これがデモスの主張する第一の点である。

次に彼の主張する第二の点は，否定命題は肯定命題の如く，それに対応する「事実」があつて，それを端的にあらわしているものではないということである。「雪は白い」という肯定命題の場合には，確かにこれに対応する「事実」が存在し，その存在する「事実」を直接あらわしたものが「雪は白い」という命題であるといいうる。ところが「雪は黒くはない」という否定命題の場合には，そのような「事実」が客観的にも存在していて，それを端的にあらわしたものが「雪は黒くはない」という否定命題だとはいいえないであろう。

我々はともすれば，否定命題のあらわす言葉通りの「事実」が客観的にも存在していて，それを否定命題が忠実にあらわしているかのような錯覚に陥り勝ちであるが，その実否定命題のあらわしているものは，肯定命題の如く字義通りな「客観的事実」とはいえないものである。——これが彼の主張する第二の点である。

ここで彼デモスは「否定的事実」というパラソドックスを，否定命題を新しく説明し，解釈し直すことによつて，何とか回避しうる別の方法を見出そうとする。それが第三において，彼の主張する否定詞 'not' についての考え方である。彼によれば，否定詞 'not' は普通否定命題における賓辞を限定するものとして理解されているが，しかしこのように理解することは，否定詞 'not' の正しい理解の仕方ではない。例えば「これは赤くはない」('this is not red') という否定命題を考えて

見る場合，この命題に出て来る否定詞 'not' は単に實辭を限定するものとして 'not-red' と働いているのではなくして，むしろ否定命題全体を限定するものとして，'not' : this is red' として働いているのであると。従つて我々は，否定命題一般を，偽なる命題 p の「反立」(negation) として理解すべきであつて，単に實辭のみを限定するものとして理解すべきではない。——そう彼は主張するのである。そして最後に彼は以上のべた三つの観点から積極的に「否定的事実」の存在を否認すると共に，否定命題一般を，'not-p' として方式化し，これに次の如き定義を与えているのである。すなわち

否定命題 'not-p' とは「命題 p と両立しない真なる命題 q が存在する」

ということを意味するのであると。

これを要するに，デモスは否定命題にあらわれて来る 'not' を 'incompatibility' (不両立) に還元することによつて，否定命題のあらわす「否定的事実」というパラドックスを回避しうるものと考えたのであつた。

今我々が「この紐は赤ではない」という否定命題を，彼の主張に従つて解釈するならば，「この紐は赤ではない」ということは，「この紐は赤である」という偽なる命題 p と両立しない，「この紐は白である」という真なる命題 q が存在するということを意味しているのである。では，何故我々は真なる命題 q を直接に陳述することなく，否定命題一般に共通な「何々は……でない」という命題形式を用いるのだろうか。このような疑問に対して，彼はこう答えているのである。それは我々が真な命題 q を偶然にも知つていなかつたか，或は知つていたとしても，真なる命題 q を陳述するよりも命題 p の偽なることを陳述することの方により多くの関心を持つていたからに他ならないと。我々は「烏は黒い」ということを知つている場合でさえも，尚「烏は白ではない」と陳述することがある。それは蓋し我々の関心が，「烏は白い」という命題の偽であることに，より多く引かれていたからに過ぎないというのである。

以上の如き，デモスの考え方に対してラッセルは，デモスのこのような考え方は結局「否定的事実」というパラドックスを回避しようとして，「否定的事実」に代えるに「分子的事実」を以てしたに過ぎず，しかもデモスの場合否定詞 'not' を 'incompatibility' に還元することによつて，一つの大きな誤りを侵していることを指摘しているのである。それはデモスが「否定的事実」を「分子的事実」に置きかえる際に，彼が 'incompatibility' を原理とし，それをあたかも「一つの客観的事実」(an objective fact) であるかのように見なしている点を指摘したものである。

ラッセルの指摘する如く，デモスは「何々は……ではない」という否定命題に共通な一般的形式を，「命題 p と両立しない真なる命題 q が存在する」という不両立を原理とする分子命題の形式に還元したのであつた。命題のあらわしているものが「事実」というものであるという原則に従えば，この場合デモスの主張する不両立命題があらわしている「事実」とは，「'p' は 'q' と両立しないということ」であろう。しかし 'p' は 'q' と両立しないという「事実」は，一体如何なる「事実」なのであろうか。「不両立的事実」とでもいうべき「分子的事実」が存在するとでもいうのだろうか。

元来 'p' は 'q' と両立しないということは，ラッセルのいう如く，命題と命題との間にのみ考えらるべきことであつて，「事実」と「事実」との間に不両立が成立し，それが現実に「分子的事実」として存在するなどということは到底ありうべからざることである。

従つて，デモスの考え方は単に「否定的事実」を否認したにとどまり，何等「否定的事実」に対する解決への示唆を与えるものではないといえるであろう。否，むしろ問題を益々複雑化し困難ならしめているともいえるであろう。そこで我々はラッセルの主張する如く，「雨が降つている」という肯定命題には，それに対応する「肯定的事実」が存在する如く，「雨が降つていない」という否定命題には，それに対応する「否定的事実」が存在していると考えることが，問題を最も簡明に解決する道であることを率直に承認せざるをえないのである。「雨が降つていない」という否定命題が積極的な主張を含んでいる命題である以上，それに対応する現実的な「事実」を承認しないということは，問題を益々困難な隘路に追い込むことに他ならないからである。(註) 勿論，ラッセルといえども，「否定的事実」を進んで承認しようとしているのではない。彼の「否定的事実」に対する態度は，どちらかといえば消極的なものである。にも拘らず「否定的事実」を認めざるをえないところに，この問題の大きな困難さが横たわつているといわざるを得ないであろう。

(註) ラッセルは「事実」及び「事実」の形式として，肯定的 (positive) 及び否定的 (negative) の二つの質 (quality) をみとめているようである。

（4）

ラッセルは複雑な命題の形式として (1)「分子命題」(molecular proposition)と(2)「確信」(belief) とを挙げているが，このうち今これから取り扱おうとする分子命題とは，そのうちに最も単純な命題形式である「原子命題」(atomic proposition) を含む命題のことである。というよりは，それらの原子命題が 'or', 'if', 'and' などの結合詞によつて結合されて出来ている「選立命題」(disjunctive proposition)「含立命題」(implicative proposition)「両立命題」(conjunctive proposition)「不両立命題」(incompatible proposition) などのすべてをさしていうのだといつた方がより正確であろう。

例えば「私は就職するか或は父の家業をつぐか何れかである」というような「選立命題」や「私はその晩大いに歌い且つ飲んだ」というような「両立命題」，また「もし雨が降るならば，私は出発を見合せよう」というような「含立命題」や前節でとりあつかつた「'p'は'q'と両立しない」というような 'incompatibility' を原理とする命題はすべて分子命題という範疇に属するものである。従つて分子命題とはその最も単純な形では，結合詞によつて結合された二つの原子命題をもつている命題だとも簡単にいうことが出来ると思うのである。

さて我々は前節において，デモスに対するラッセルの批評をのべた際，不両立的な命題に関して次の二つの点をラッセルの見解として指摘しておいた。すなわち(1)不両立ということは命題と命題との間にのみ存在しうる関係であつて，「事実」と「事実」との間にはかかる不両立的関係は成立しえないものだということ，および(2)もし不両立関係が二つの「事実」の間に成立しえないとすれば，また当然不両立命題に対応するものとしての，一つの「単一な不両立的事実」とでもいうべきものも亦当然，存在しえないものであるということ――この二つの点を指摘しておいたのであつた。

しかしこの不両立命題に関するラッセルの見解は，単に不両立命題のみに妥当する見解ではなくして，分子命題全般を通じて妥当する見解であるように思われる。例えば，いま選立命題を例にとつて考えて見ると，選立命題 'p or q' において，選立的関係が成立するのはやはり命題pと命題qとの間だけであつて，それぞれの命題p及びqに対応する「事実」と「事実」との間には，そのような関係が存在しうるとは到底我々には考えられないところである。また選立命題において，「事実」間に選立的関係が成立しえないとすれば，当然不両立命題の場合同様，選立命題においても，それに対応すべき「事実」として一つの「単一な選立的事実」(a single disjunctive fact) とでもいうべきものが存在しうるとは考えられないであろう。同様なことは含立命題の場合にも，両立命題の場合にもいいうることだと思うのである。

しかし「選立的事実」とか「含立的事実」とかいわれるものが，客観的に存在していると考えることが上述の如く誤りであつても，このことは直ちに選立命題や含立命題には，それに対応する何等の「事実」も存在していないのだということを意味するものでないことは勿論であろう。そこには何等かの「事実」が存在しなければならない。では選立命題や含立命題などの分子命題における「事実」とは一体如何なる「事実」なのだろうか。

周知の如く，選立命題とはその要素命題が共に偽ではありえず，その何れか一方が必ず真である命題のことである。今選立命題 'p or q' における要素命題p及びqが共にFであると仮定しよう。するとこの場合，この選立命題は勿論Fとなるであろう。また要素命題P及びqが共にTなるか，或はその何れか一方がTであると仮定しよう。するとその場合には，この選立命題は何れもTとなるであろう。すなわちこの選立命題の場合，その要素命題の真・偽如何によつて，この選立命題そのものの真・偽が決定されていることを我々は知るのである。この事実は一体何を物語つているのだろうか。選立命題がその要素命題のあらわす「事実」にその真・偽を依存していることを意味してはいないだろうか。すなわち選立命題においては，その真・偽を決定するものは，選立命題に対応する一つの「単一な事実」ではなくて，選立命題が含む要素命題にそれぞれ対応する二つの「事実」であるということを物語つてはいないだろうか。

このことは上記の選立命題のみならず，含立命題 'if p then q' においても，また我々は含立命題の真・偽が含立命題に対応する「分子的事実」(molecular fact) によつてではなくして，含立命題が含む要素命題p及びqのそれぞれに対応する二つの「原子的事実」(atomic fact) によつて決定されていることを知りうるのである。従つて，我々は一般的に分子命題における「事実」とは，分子命題に対応する「分子的事実」ではなくして，分子命題が含む要素命題のそれぞれに対応する二つの「原子的事実」であるということをいいうるであろう。

この分子命題における「事実」が，分子命題に対応する「分子的事実」ではなくして，要素命題の各々に対応する「二つの原子的事実」であるということは，分子命題を要素命題の「真理函数」(truth function) として取り扱うことを可能にするものであつて，そこに我々は記号論理学に通ずる通路を見出すことが出来ると思うのである。

（5）

前節において明らかにされたことは，分子命題の場合，それに対応する「事実」は一つの単一な「分子的事実」ではなくして，二つの「原子的事実」であるということであつた。今これから述べようとする「確信」(belief) の場合においては，それに対応する「事実」として，一体如何なる「事実」が存在するのだろうか。

確信もまた命題である以上，それに対応すべき何等かの「事実」が存在することはことわるまでもないことであるが，しかし確信を命題であるというには多くの註釈が必要のようである。何故ならば，確信は人の心に実際に生起するものとして考えるならば，それはまぎれもなく一つの「出来事」(occurrence) であり，出来事はそのこと自体また一つの「事実」でもあるからである。「今日は何曜日ですか」と問われて，昨日が木曜日であつたことを想い出し，「金曜日です」と答えたとしよう。すると，この出来事（確信）はまさしく「事実」であると同時に，この確信にもとづく「陳述」(statement) 「金曜日です」は，確信の「事実」を述べた陳述（命題）だともいえよう。

普通我々が確信という場合，我々はこの陳述すなわち命題をさして確信といつているようである。しかし確信をこのような命題としてのみとらえることは，確信の実態の一面しかとらえていないということになろう。確信は上述の如く現実に人の心に生起する出来事として，まさしく一つの「事実」であり，またこの出来事の陳述としては，まぎれもなく命題でもあるからである。従つて我々は確信を単に命題として，或は「事実」としてのみとらえるのではなくして，楯の両面としてとらえる必要があるであろう。

今先ず確信を一つの「事実」としてとられる場合を考えて見ると，それはある人のある瞬間に起つた出来事として確信をとらえることを意味している。その場合，確信は即ち一つの「単一な事実」として，その人の心に生起しなければならない。一つの「単一な事実」として生起することは，「確信される客観的諸事象」が「確信する主観」によつて，一定の秩序に排列され，「統一ある複合体」(a complex unity) に形成されるということを意味している。我々が信介は麻耶子を愛していると現実に確信した場合，我々は多くの複雑な客観的諸事象を分析して，この二人がもつ多くの可能性の中から，二人の関係を以上のように選び出したのであり，二人の関係を以上の意味に従つて一定の秩序に排列したことを意味している。

従つて，確信は実際に生起する出来事としては，一つの「事実」であるとはいつても，それは例えば我々の知覚が事象そのものを直接とらえるように，確信は事象そのものを直接とらえているのでもなければ，事象そのものへじかに接触しているのでもない。いわば「命題」の形で事象をとらえているにすぎないということが出来るであろう。このことは同じ「事実」ではあるといつても，確信という「事実」と所謂客観的に存在する「事実」とは決して同じ形式のものでないことを示唆している。これが恐らく確信という「事実」に「真なる事実」(true fact) と「偽なる事実」(false fact) の別が生じてくる理由ではないかと思われるのである。

「事実」には，普通真と偽の別がないといわれている。真と偽は命題に属する性質であつて，「事実」に「真なる事実」・「偽なる事実」の別があるのではないといわれている。そして恐らくこういわれていることには，誤りはないであろう。命題が，それのあらわす「事実」と対応しているとき，我々はその命題を真であると判断し，そうでない場合には，これを偽と判断する。「偽なる事実」などというものがあつて，それに偽なる命題が対応しているなどとは，到底我々には考えることが出来ないであろう。しかし「事実」としての確信には，「真なる確信」と「偽なる確信」の別が存在しているのである。もし現実に我々が抱く確信がまぎれもない一つの「事実」だとすれば，「偽なる確信」とは文字通り「偽なる事実」であり，「真なる確信」とは又まぎれもなく「真なる事実」ということが出来るであろう。このように普通にはないと信ぜられている「事実」における真・偽の別が，確信には厳として存在しているのである。恐らくこれは確信が，知覚などとちがつて事象そのものを直接感覚的にとらえているのではなくして，客観的事象を確信するところに従つて，一定の秩序に排列し，これを一つの統一ある複合体としてとらえているからであろう。いわば確信する主体が客観を，一つの命題の形でとらえているところに，「偽なる確信」ひいては「偽なる事実」

が生ずる原因があるのであろう。

しかし確信が客観を常に命題の形でとらえているところに，「真なる確信」と「偽なる確信」の別が生ずるのだとしても，このことは決して確信を，確信する主体と命題との「二項関係」(two-term relation) として見る立場を肯定するものではないように思われる。というのは「私は今日が火曜日であると信ずる」という場合，それは 'That to-day is Tuesday' を一つの対象として考えることであつて，このような抽象的・観念的なものが「事実」とは別個に客観的に存在していると考えることは，我々の常識が許さないであろう。従つて，やはり我々が現実に何事かを確信することは，我々と命題との間の二項関係が生ずるということではなくして，我々が現実の客観的事象を確信する所に従つて一定の秩序に排列し，これを一つの統一ある複合体としてとらえることを意味するものでなければならない。いうなれば，確信において一定の秩序に排列される客観項は，ラッセルの比喩の如く，煉瓦であり，これを統一ある複合体としてとらえる確信の主体はセメントとしての役割を果しているのが，現実に人の心に生起する確信の実態というものであろう。

確信は楯としても両面をもち，人の心に生起する現象としては「事実」であり，またこの「事実」の陳述としては命題でもあつた。「私は信介が麻耶子を愛していると確信する」は確信された「事実」の陳述としては，まぎれもなく命題である。

しかし確信を命題として見る場合，我々はさきに触れた分子命題や原子命題の場合と著しくその形式を異にしていることに気付くのである。というのは，確信を一つの命題として見る場合，確信は必ず二つ或はそれ以上の動詞をそのうちに含んでいなければならないからである。上記の命題を例にとれば，「確信する」という動詞と「愛する」という動詞がそれである。ところが原子命題の場合には，どうだつたか。原子命題の場合，そのうちに含まれている動詞はただ一つだけであつたし，またこのただ一つだけの動詞を含むということが原子命題を特徴付けるものでもあつた。また分子命題の場合にしても，その最も単純な形では，そのうちに含まれている動詞は，要素命題の各々が含む一つずつの動詞に過ぎなかつた。然るに，確信にあつては必ず二つ或はそれ以上の動詞を含まなければならないのである。しかもその二つの動詞のうちの一つ「確信する」という動詞は，他の原子命題や分子命題には見られない特異な機能をもつ動詞だということが出来る。「私は信介が麻耶子を愛していると確信する」という命題において，これらの確信される客観項のそれぞれを，一つの命題の中に統一的に結びつけているのは，実にこの「確信する」という動詞の働きによるものだからである。先きに我々は確信するという現実的な出来事を，確信の主体とその対象としての命題との二項関係に集約して考えることの誤りを指摘したが，これを命題としての確信にあてはめれば，確信を「命題を含む命題」，すなわち複合命題としてとらえることを意味するであろう。然るに確信はそのうちに「命題を含む命題」ではなくして，それ自身が一つの単一な命題でなければならなかつた。従つて確信を，確信する主体とその対象としての命題との二項関係として把えることは，この点からもその誤りであることが指摘されなければならないと思うのである。

尚，確信を「命題を含む命題」として把えることの誤りである所以は，確信が決して「確信に含まれる命題」の真理函数ではないという事実に徴しても明らかである。例えば，分子命題の場合においては，分子命題はその要素命題の明らかに真理函数であつた。然るに「私は命題Pを確信する」('I belive p') という，命題としての確信においては，命題Pの真理値が判明しても，この確信そのものの真理値は単にこれだけからは決定しえないのである。

もし命題としての確信が，分子命題と同種の命題であるならば，当然我々はその要素命題の真理函数として，確信を取り扱いうる筈である。然るに，それが我々に出来えないということは，確信が分子命題と同種の命題ではないということを物語つていると同時に，確信を「命題を含む命題」として把えることの誤りであることを物語つているものでなければならないであろう。

（6）

以上，命題に対する「事実」の諸形式について，幾つかの問題を取り扱つて来たが，勿論「事実」については尚論じなければならない数多くの問題が残されているし，取り扱つた問題の範囲でも幾つかの疑問が未解決のままになつている。しかしこの分野が開拓されて以来，今尚日浅く，解決に困難な問題が未解決のまま山積されているのが実情であつて見れば，自分の非力をかえりみず，このような問題を選んだことが，最初からうかつであつたのかも知れぬ。何れにしても残された問題は何れ稿をあらためて発表したいと念願している。切角の御教示を期待する次第である。

参考分献

B. RUSSELL : Logic and Knowledge, London (1956)

B. RUSSELL : Human Knowledge, London (1948)

B. RUSSELL : The problems of philosophy, London (1912)

B. RUSSELL : An Inquiry into Meaning and Truth, London (1951)